

収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集

平成 28 年 5 月 31 日  
矢作建設工業株式会社  
経理部主計課 課長 篠瀬

平成 28 年 2 月 4 日付で公表されました標記の件について、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1

回答者：財務諸表作成者（総合建設業）

質問 3

「第 1 部 IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題」のⅠ.からⅢ.に記載のとおり、当委員会は、仮に IFRS 第 15 号の基準本文（適用指針を含む。）の内容のすべてを、我が国の収益認識に関する包括的な会計基準として連結財務諸表及び個別財務諸表に導入した場合の論点を予備的に識別した上で、適用上の課題を分析しています。

識別された 17 の論点及び適用上の課題の分析の内容について、例えば、次の観点から、ご意見があればお寄せください。

- ・ 各々の論点の「予備的に識別した適用上の課題」に記載されている内容は適切か。また、当該論点について、記載されている課題以外に適用上の課題として検討が必要と考えられるものはあるか。
- ・ 各々の論点の「影響を受けると考えられる取引例」に記載されている取引例は適切か。また、各々の論点について、記載されている取引例以外に影響を受けると考えられる取引はあるか。

<コメント>

【論点 9①】一定の期間にわたり充足される履行義務（進捗度を合理的に算定できる場合）について

IFRS 15 号では 100 項（2）記載にあるとおり、「企業の履行が、財又はサービスを創出するか又は増加させ、顧客が当該財またはサービスの創出又は増加につれてそれを支配する」時に、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識することが要求されています。

具体例にある、オフィスビルの建設契約において顧客の土地の上にあるオフィスビルに係る仕掛品について、顧客の意思で利用を指図可能と判断する場合を想定していますが、受注形態も多様化しており、土地は賃貸等で、必ずしも顧客が土地を保有していなくとも工事請負が成立するケースもございます。また、工事途中に「顧客の意思で利用を指図可能」とは、顧客からの変更工事の指示のことを示すのか、建物の一部利用を示すのか具体的な条件が不明なため、収益認識の判断が困難かと思われます。

【論点 9②】進捗度を合理的に測定できない場合について

日本基準では、工事の進捗度について成果の確実性が認められない場合には工事完成基準を適用

しています。これに対し、IFRS 第 15 号においては、工事原価のうち回収可能性が高い部分について工事収益を計上する（工事原価回収基準）こととなります。

工事進捗度を信頼性をもって見積ることが困難な場合は、当該工事に関する予算が未確定な、契約初期の段階が多いと考えられます。初期の段階で発生するコストは限られており、そのうち回収可能性が高い部分について収益計上するとしても、金額的な重要性は低い場合が多いはずで

したがって、進捗度を合理的に測定できない工事に一律で工事原価回収基準を適用するのではなく、金額的及び質的重要性を企業が判断し、重要性が低いものについては、工事完成基準も認めるべきだと考えます。

この点について、（具体的事例における影響）に記載されているとおり、金額的及び質的重要性を勘案し、選択性も視野に入れた会計基準の開発をご検討頂ければと存じます。

以上